

沿岸広域振興局長告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月12日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 津軽石停車場線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市津軽石第5地割58番1地先から津軽石第1地割109番15地先まで	新	A m 6.5～5.5	m 616.0
宮古市津軽石第4地割20番1地先から津軽石第5地割99番1地先まで		B 21.6～5.2	235.0
宮古市津軽石第5地割58番1地先から津軽石第1地割109番15地先まで	旧	A 6.5～5.5	616.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
イ 期間 平成30年10月12日から同年11月12日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 吉里吉里釜石線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第10地割74番18地先から104番3地先まで	新	m 37.7～7.7	m 227.4
	旧	35.7～5.3	227.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部
イ 期間 平成30年10月12日から同年11月12日まで